入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 5月30日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社 八王子支社長　金野　行延

1　工事概要

(1) 工事名　　中央自動車道　笹子トンネル照明設備更新工事

(2) 工事場所　　自）山梨県大月市大月町
至）山梨県甲州市勝沼町

(3) 工事内容　　本工事は、笹子トンネルにおけるトンネル照明設備の更新を行うもので、ＬＥＤ式を採用する。

(4) 工事概算数量

笹子ＴＮ（上り線）　4,784m
笹子ＴＮ（下り線）　4,717m

(5) 工期　　契約締結日の翌日から300日間

(6) 本工事は、申請時に技術資料作成要領、設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。

(7) 本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。

(9) 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

(10) 本工事の契約の締結は電子契約による。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「電気工事」の「等級Ａ」に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記2（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次表に示す地理的条件に該当する者であること。

地理的条件	制限無し（全国）

(5) 平成 10 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次表に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平

成 10 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

項　目	同種工事
電気工事	延長1,000m以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
交通規制	断面交通量 2.5 万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事
※各項目の施工実績が同一工事である必要はない。	

(6) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者及び現場代理人を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含む。）している期間とする。

① 主任（監理）技術者にあっては、本工事に１名配置するものとし、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 主任（監理）技術者が 1 級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④ 主任（監理）技術者が元請けとして完成・引渡しが完了した、次表に示す項目ごとの同種工事の経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が施工実績を満足しない場合は、施工実績を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）なお、配置予定の技術者は、複数候補を挙げることが出来るものとする。

項　目	同種工事
電気工事	道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
交通規制	断面交通量 1.0 万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事
※各項目の施工実績が同一工事である必要はない。また、すべての項目の経験を同一の者が有している必要はない。	

(7) 配置予定の設計管理技術者及び照査技術者について

次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務の履行にあたり配置できること。

管理技術者 及び 照査技術者	下記①～③いずれかに該当する者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。 ①技術士〔電気・電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門(上記①の部門に該当する選択科目)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ③ＲＣＣＭ〔「電気土木部門」若しくは「電気・電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

上記「これと同等の経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

③外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあっては、あらかじめ技術士相当またはＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。

(8) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域2」において、資格登録停止を受けていないこと。

(9) 当該工種について、ＮＥＸＣＯ中日本での平成22年度、平成23年度における各年度の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

(10) 記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案に関する事項

(1)　技術提案については、下記の項目について提出するものとし、資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

なお、技術提案の提出が無かった場合、技術提案の内容が適当と認められなかった場合は、競争参加資格が無いものとする。

①機器の性能・機能の向上（モジュール・制御装置）
②環境の維持（電気料金）
③施工計画（交通規制時間）
④安全計画（工事の安全）
⑤維持保全計画（維持管理）
⑥保証条件等（無償保証期間）

⑦保証条件等（補修対応期間）

(2) 技術提案資料の作成費用

技術提案書の作成、プレゼンテーション等に要する費用は、技術評価点数が100点満点のうち50点以上の者で、開札に参加し、落札者とならなかった者に100万円を支払うものとする。

4　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が 100 点満点のうち 50 点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価値に関する基準については、技術資料作成要領によるものとする。

(2) 総合評価技術提案

総合評価技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

なお、総合評価項目の提出が無かった場合、または総合評価項目で 1 項目でも不可のあった場合は、不適格とする。

(3) 技術評価項目及び技術評価基準

技術評価項目			技術評価基準
大分類	中分類	小項目	
工事目的物の性能、機能に関する事項	①機器の性能・機能の向上（モジュール・制御装置）	ＬＥＤモジュールの定格寿命・制御装置の期待寿命	標準仕様書記載の定格寿命 60,000 時間以上、期待寿命 60,000 時間以上に対して、長寿命の提案を評価。2 つの提案の内、短い時間の数値で評価するものとする。60,000 時間を 0 点、90,000 時間を 10 点（90,000 時間を超える提案も同じ）とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（小数第 3 位を四捨五入し小数第 2 位とする。）を付与する。提案時間は 1,000 時間単位とする。
	②環境の維持（電気料金）	電気料金の算定	電気料金算定書に基づき計算された電気使用料（円／月）で評価。最も安価な評価数値を 10 点、最も高価な評価数値を 0 点とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（小数第 3 位を四捨五入し小数第 2 位とする。）を付与する。
社会的要請に関する事項	③施工計画（交通規制時間）	施工に必要な規制日数及び工期短縮への取り組み	施工計画段階での、車線規制日数について、少ない提案（工夫、手法）を評価。最も優れた提案を 20 点、特別な工夫も無い提案を 0 点とし、参加者の提案を相対的に

			5 段階評価する。
	④安全計画（工事の安全）	交通監視員配置計画、高所作業における安全な施工手法の提案	作業員の事故防止、通行車両に対する安全対策等の提案を評価。最も優れた提案を 10 点、特別な工夫も無い提案を 0 点とし、参加者の提案を相対的に 5 段階評価する。
	⑤維持保全計画（維持管理）	トンネル照明設備の維持保全管理に対する創意工夫	トンネル内上空横断配管廃止、照明灯具、ラック等の落下防止機能、交換作業の効率化、清掃頻度低減、セルフチェック機能等の提案を評価。最も優れた提案を 30 点、特別な工夫も無い提案を 0 点とし、参加者の提案を相対的に 5 段階評価する。
総合的なコストに関する事項	⑥保証条件等（無償保証期間）	無償保証期間	ＬＥＤトンネル照明灯具の無償保証期間（製品保証※注１）は、5 年を超える提案があった場合は、最長の評価数値（但し 10 年を限度とする。）を 10 点、0 年を 0 点とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（小数第 3 位を四捨五入し小数第 2 位とする。）を付与するものとし、5 年を超える提案が無かった場合は、5 年を 10 点、0 年を 0 点として按分した点数を付与する。提案年数は整数とする。
	⑦保証条件等（補修対応期間）	補修対応期間	ＬＥＤトンネル照明灯具の保守部品の供給保証期間は、17 年を超える提案があった場合は、最長の評価数値を 10 点、5 年を 0 点とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（小数第 3 位を四捨五入し小数第 2 位とする。）を付与するものとし、17 年を超える提案がなかった場合は 17 年を 10 点、5 年を 0 点として按分した点数を付与する。提案年数は整数とする。

※注 1）求める製品保証の内容

次に示す保証対象外の事由以外の故障や損傷の復旧に要する一切の修理費用とする。

＜保証対象外の事由＞

・使用上の誤り及び製品並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に起因した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等

の付着、水没等）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧等による故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品や付属品の交換
・各部の通常の使用による汚れ
・故障や損傷に起因して、また故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のためＮＥＸＣＯが自ら実施した調査、機能の補完対応、監視などの費用

中分類③～⑤の評価指標

評価	評価指標
優	法令、仕様書、ＮＥＸＣＯ要領等の一般的基準に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。
良上	「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。
良	法令、仕様書、ＮＥＸＣＯ要領等の一般的基準に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。
良下	「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
可	法令、仕様書、ＮＥＸＣＯ要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。
不可	法令、仕様書、ＮＥＸＣＯ要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

(4) 技術評価点の付与方法

評価項目（中分類）	項目別配点	総合評価点算出用（配点×0.5）
①機器の性能・機能の向上（モジュール・制御装置）	90,000 時間以上（10 点）～60,000 時間（0 点）、ＮＥＸＣＯ標準仕様書を満足しない提案は不適格	5 点～0 点
②環境の維持（電気料金）	最安値（10 点）～最高値（0 点）	5 点～0 点
③施工計画（交通規制時間）	優 20 点、良上 15 点、良 10 点、良下 5 点、可 0 点、不可（不適格）	優 10 点、良上 7.5 点、良 5 点、良下 2.5 点、可 0 点
④安全計画（工事の安全）	優 10 点、良上 7.5 点、良 5 点、良下 2.5 点、可 0 点、不可（不適格）	優 5 点、良上 3.75 点、良 2.5 点、良下 1.25 点、可 0 点
⑤維持保全計画（維持管理）	優 30 点、良上 22.5 点、良 15 点、良下 7.5 点、可 0 点、不可（不適格）	優 15 点、良上 11.25 点、良 7.5 点、良下 3.75 点、可 0 点
⑥保証条件等（無償保証期間）	最長値（10 点）～0 年（0 点）	5 点～0 点
⑦保証条件等（補修対応期間）	最長値（10 点）～5 年（0 点）、ＮＥＸＣＯ標準仕様書を満足しない提案は不適格	5 点～0 点

なお、評価点が整数とならない場合は、評価項目毎に小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位までを算出する。

(5) 入札参加者の選定方法

技術提案の内容により、最大（満点）100 点の技術評価点を付与し、技術評価点 50 点以上の者を入札参加者として選定する。

(6) 落札者の決定方法

申請時に提出した入札書を開札し、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①技術評価点：満点を 100 点とする。

②価格評価点：100-200×（P/L-X/L）

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：最低入札価格

③総合評価点：技術評価点×0.5+価格評価点×0.5

(7) (6) において、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(8) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大 10 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

5　入札手続等

(1) 担当部局

〒192 - 8648　東京都八王子市宇津木町231

中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　経理チーム

電話　042－691－1171（代）

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

① 交付期間：入札公告日から平成25年7月23日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 交付方法：上記(2)①の期間内に下記アドレス宛必要事項を記載の上、メールにて図書交付希望の申請を行う。メール受領確認後、送信されたアドレス宛に電子データで図書を交付する。

図書交付希望受付アドレス：hachioji.tosyokoufu@c-nexco.co.jp

上記アドレス宛に「希望する工事名」「会社名」「代表者名」「住所」「連絡先(ＴＥＬ／ＦＡＸ)」「担当者名」「送付希望先メールアドレス」を記載の上、メールにて申請をすること。

(3) 申請書、確認資料及び技術提案並びに入札書（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成25年5月30日（木）から平成25年7月23日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 提出場所：上記5(1)に同じ。

③ 提出方法：持参すること。

(4) 技術提案のプレゼンテーション

技術提案のプレゼンテーションを下記の要領で実施する。

①日　時：平成25年7月24日（水）～平成25年8月6日（火）のいずれかを予定。

②方　法：技術提案の説明（20分以内）後に、質疑応答（10分程度）を行う。

③その他：申請者別のプレゼンテーション日時及び場所は、別途通知する。

(5) 開札（入札執行）の日時及び場所

①開札日時：平成 25 年 8 月 19 日（月）午前 11 時 00 分

②開札場所：中日本高速道路株式会社　八王子支社　1Ｆ　入札室

6　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除

②契約保証金　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2 (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(7) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(8) 手続における交渉の有無　　無

(9) 契約書作成の要否　　要

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　　無

(11) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記5 (1) に同じ。

(12) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 5 (3) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(13) 技術提案資料に関する問い合わせを受け付ける。

(14) 競争参加資格確認資料及び技術提案資料は、提出者に無断で使用しない。

(15) 技術提案資料内容の採否については、競争参加資格確認結果通知書をもって通知する。

(16) 技術提案及び技術提案に基づく詳細設計の成果に関する全ての責任は技術提案の提出者にある。

(17) 技術提案が適正と認められた場合は、提案した工事目的物、施工方法等により詳細設計及び施工すること。

(18) 契約変更の取り扱い

①技術提案に基づく詳細設計が完了した場合は、速やかに入札金額を上限額として当初契約を変更するものとする。この場合、受注者の責に帰さない限り工期の変更は行わないものとする。

②詳細設計に要する設計費用の契約変更はしない。

③不可抗力（地震、風水害等）によって地形が変形し、施工数量に変更がある場合は、契約変更の対象とする。

④社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策が生じる場合には、契約変更の対象とする。

⑤設計業務履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、契約変更の対象とする。

⑥工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合は、契約変更の対象とする。

⑦設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じた場合は、契約変更の対象とする。

⑧契約締結後、発注者が基本性能の変更又は機能を付加する新工種を指示した場合は、契約変更の対象とする。

(19) 詳細は技術資料作成要領による。

以　上